

Dバンク支店景品規定

Dバンク支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

第1条 SURUGA Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

キャッシュバックする時点でSURUGA Visaデビットカード会員であるお客さま

2. キャッシュバック金額

景品としてお客さまにキャッシュバックする金額は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、SURUGA Visaデビットカードのご利用金額（国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。）に応じて、次のとおりとなります。

前年のご利用金額×0.2%

3. キャッシュバック時期

原則として翌年1月にキャッシュバックします。ただし、通信機器等の障害ならびに諸事情等により変更になることがあります。

第2条 スペシャルギフト付き定期預金

1. 対象となるお客さま

スペシャルギフト付き定期預金をご契約いただき、次項に定める抽せんの結果、当せんされたお客さま

2. 抽せん方法

(1) 当社は、スペシャルギフト付き定期預金の預入金額10万円ごとに1口の抽せん番号を付し、お預けいただいたお客さま毎にお送りする取引の内容が一覧できる明細書もしくはインターネット上の当社が指定する箇所にその番号を記載します。なお、1回の預入金額が10万円未満のときには、抽せん番号は付しません。

(2) 当社は、毎月、前月末日時点で有効な抽せん番号を対象に抽せんを行ないます。

(3) スペシャルギフト付き定期預金預入期間中は、お客さまに帰属する抽せん権利も継続し、毎月抽せんの対象となります。ただし、当せんされたお客さまにつきましては、当せんされた翌月からお客さまに帰属するこの預金のすべての抽せん番号の権利が一時的に抽せんから除外され、当せんから1年経過後に抽せんの権利が復活し、再び抽せん対象となります。

(4) 抽せんは、パーソナルコンピューターを利用した当社所定の方法で行ないます。

(5) 当せん番号の発表は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

3. 景品

(1) 抽せんによりお客さまに進呈する景品は、1等景品および2等景品とします。景品の詳細はインターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。

(2) 1等景品、2等景品についてそれぞれ複数の種類の景品が用意されているとき、当せんされたお客さまは、1等または2等景品の中から任意の景品を選択できます。

(3) 景品の実選にあたっては、当社所定の方法により、お客さまに選択の意思表示をしていただきます。万一、お客さまから当社が指定する期日までに選択の意思表示がなかったときには、お客さまに通知することなく、当社が任意の景品を選択します。

4. 景品の送付先

当せんされたお客さまに当社が景品を郵送するときは、当せんされたお客さまの当社へのお届住所に郵送します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかったとき、および景品が配達された際にお客さまが不在であったため景品が到着しなかった、または遅達したときには、通常到達すべき日に到着したものとみなし、当社は責任を負いません。

第3条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま
ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま
2. 景品とする当せん金付証券の種類、送付頻度、枚数
(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます。）の種類、送付頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
1百万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚
3百万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚
6百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚
9百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚

- (2) 前号で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかったとき、ならびに所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になったとき等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付基準日
所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに送付します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ送付期間
宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について送付し、この預金が継続されたときには宝くじの送付も継続します。
5. 宝くじの送付先
所定の宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまの当社へのお届住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかったとき、および宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、または遅達したときは、通常到着すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

第4条 ジャンボ宝くじ付き年金受取サービス

1. 対象となるお客さま
毎年4月に、当社が公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）と認識できる10万円以上の入金があったお客さま
2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数
(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます。）、ならびに送付枚数は次のとおりとします。

宝くじの種類	送付枚数
--------	------

ドリームジャンボ宝くじ	5枚
-------------	----

(2) 前項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかったとき、ならびに所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になったとき等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、対象となるお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかったとき、および宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、または遅達したときは、通常到着すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

第5条 Dream Step

1. 対象となるお客さま

Dream Stepをご契約し、第3項に定める条件を満たしているお客さま

2. 景品とする宝くじの種類、送付頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまにお送りする宝くじの種類、送付頻度、枚数は、次のとおりです。

宝くじの種類	送付頻度・枚数
ドリームジャンボ宝くじ	年に1回、10枚※

※お送りする宝くじの種類（連番・バラ）はご指定いただけません。

(2) 前号で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかったとき、ならびに所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になったとき等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、または他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在で送付条件を満たされているお客さまに送付します。

基準日	送付条件
3月31日	基準日時点において、「積立定期預金」「SURUGA Visa デビットカード」「自動貸越サービス」（または「リザーブプラン・プラス」）のすべてをご契約いただいております、かつ次の①または②のいずれかに合致しているお客さま ① 基準日時点における「積立定期預金」の残高が50万円以上 ② 基準日時点における「自動貸越サービス」（または「リザーブプラン・プラス」）の残高が30万円以上

4. 宝くじ等の送付の中止

前項の送付条件を満たしているお客さまについても、当社との取引状況等の理由により、当社の判断で所定の宝くじ、または上記1. (2) で定めるその他景品を送付しないことがあります。このとき、お客さまに対し、特に通知は行ないません。

5. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、Dream Stepをご契約いただいているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかったとき、および宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、または遅達したときは、通常到着すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

第6条 景品の確認

1. スペシャルギフトについて

景品の発送にあたっては、厳正な管理ならびに登録をしています。送付された景品は、必ず到達直後ただちにお客さまご自身で確認をしてください。万一、景品の内容が相違していると思われるときには、景品到達の日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、景品到達後11日目以降は発送の記録との照合ならびに対応は行ないません。

また、景品が配達された際にお客さまが不在であったため、景品の到達が通常到達すべき日より遅れたときには、上記確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め10日以内に行なってください。

2. 宝くじについて

宝くじの発送にあたっては、厳正な管理ならびに発送枚数の記録をしています。送付された宝くじは、必ず到達後ただちにお客さまご自身で枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われるときには、宝くじ到達の日を含め5日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、宝くじ到達後6日目以降は発送の記録との照合ならびに対応は行ないません。なお、宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため、宝くじの到達が通常到達すべき日より遅れたときには、上記枚数確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め5日以内に行なってください。

3. キャッシュバックについて

キャッシュバックにあたっては、厳正な管理ならびに記録をしています。キャッシュバック金額は、必ずキャッシュバック直後にお客さまご自身で確認をしてください。

万一、キャッシュバックの内容が相違していると思われるときには、キャッシュバック日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるキャッシュバックの記録と照合し、対応させていただきます。なお、キャッシュバック後11日目以降は記録との照合ならびに対応は行ないません。

また、キャッシュバック時点でDバンク支店の口座を解約されているときにはキャッシュバックの対象とはなりません。

第7条 景品の変更

景品は、その価格変動あるいは経済情勢の変化等により進呈の中止または景品の変更をすることがあります。

そのときは、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

第8条 商品の取扱い中止・変更について

Dバンク支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止もしくは変更を行なうことがあります。そのときは、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

第9条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と各規定との間に矛盾が生じるときには、当社諸規定が優先されます。

第10条 規定の変更

1. 当社は、本規定ならびに本規定に関し当社が別に定める事項について、お客さまに通知することなく変更することがあります。そのときは、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。
2. 本規定の変更日以降は変更後の内容にて取扱います。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社はいっさい責任を負いません。

第11条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じたとき。
- (2) 通信機器、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。

以上

(2017年3月21日現在)